

福岡県公報

平成19年3月19日
第2655号

目 次

告 示 (第558号—第573号)

○換地を定めない土地の指定	(農地計画課) 1
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 2
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 3
○保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 3
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 4
○解除予定保安林に関する農林水産大臣からの通知	(治山課) 4
○住宅地区改良事業の事業計画の変更	(住宅課) 4
○特定非営利活動法人設立の認証申請	(生活文化課) 5
○結核予防法に基づく指定医療機関の指定	(健康対策課) 5
○結核予防法に基づく指定医療機関の指定の辞退	(健康対策課) 7
○公共測量の終了	(土木管理課) 8
○家畜伝染病の発生	(畜産課) 9
公 告	
○福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案の募 集	(県民情報広報課) 9
○一般競争入札の実施	(県民情報広報課) 10
○一般競争入札の実施	(警察本部会計課) 12

公安委員会

○教習指導員審査の実施 (警察本部運転免許試験課) 14

雑 報

○車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づく道路の指定 (高速道路対策室) 16

○車両制限令第3条第1項第3号の規定に基づく道路の指定 (高速道路対策室) 16

正 誤

○福岡県行政手続条例の一部を改正する条例 (平成18年福岡県条例第58号) 中正誤 17

告 示

福岡県告示第558号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第3項において準用する同法第53条の2の3第1項の規定に基づき、県営土地改良事業合河北部地区において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、換地を定めない土地として指定したので、同条第2項において準用する同法第53条の2第3項の規定により公告する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

従前の土地の表示

市町村	大字	字	地番	地目	地積(平方メートル)
豊前市	山内		60	田	1401のうち294
豊前市	山内		151	畠	124のうち93
豊前市	山内		360	田	695のうち258
豊前市	山内		363	田	768のうち129
豊前市	山内		338	田	754のうち121
豊前市	山内		27	田	378のうち320
豊前市	山内		106	田	1064のうち283

豊前市	挿間		415	田	449のうち111
豊前市	挿間		349-1	田	667のうち100

福岡県告示第559号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市門司区清滝1182の1（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第560号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字頂吉字大切1323・1325・1328の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第561号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市八幡西区大字市瀬字鋸ヶ谷1394の4（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る

市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第562号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

北九州市小倉南区大字頂吉字釜ヶ谷1574の1・1581・1585の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県水産林務部治山課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第563号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡矢部村大字矢部字古巣家向工3606の5、字スダ3607の4、3612

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第564号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 保安林予定森林の所在場所

八女郡矢部村大字矢部字西ノ平3043の1から3043の3まで、3043の5、字瀧ノ上3437

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

- ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
- イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。)

福岡県告示第565号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女郡矢部村大字北矢部字秋伐1971の2、字秋伐駒坪1976の2（次の図に示す部分に限る。）、1976の3

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を福岡県水産林務部治山課及び矢部村役場に備え置いて縦覧に供する。）

福岡県告示第566号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1(1) 解除予定保安林の所在場所

八女郡矢部村大字北矢部字秋伐駒坪2038の9、2038の10

2(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3(3) 解除の理由

道路用地とするため

2(1) 解除予定保安林の所在場所

八女郡矢部村大字北矢部字秋伐駒坪1998の3

2(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

3(3) 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第567号

農林水産大臣から、次のように保安林の指定の解除をしようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 解除予定保安林の所在場所

八女郡矢部村大字矢部字琵琶瀬1801の30

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

福岡県告示第568号

住宅地区改良法（昭和35年法律第84号）第5条第2項において準用する同条第1項の

規定に基づき、住宅地区改良事業の事業計画を変更したので、同法第8条第3項において準用する同条第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 住宅地区改良事業の名称及び事業計画の決定の年月日

(1) 名称

県営浜松住宅地区改良事業

(2) 事業計画の決定の年月日

平成14年4月24日

2 変更の年月日

平成19年3月2日

福岡県告示第569号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、特定非営利活動法人設立の認証申請があったので、同条第2項の規定により次のとおり公告する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 申請のあった年月日

平成19年2月27日

2 申請に係る特定非営利活動法人

(1) 名称

特定非営利活動法人太陽・M

(2) 代表者の氏名

中原 和子

(3) 主たる事務所の所在地

福岡市西区姪の浜4丁目2番15号

(4) 定款に記載された目的

この法人は、在宅で支援が必要な障がいを持つ人たちに対して、福祉作業所の運

営、障害者自立支援法に基づく各種の障害福祉サービスや地域生活支援事業の受託その他福祉向上に関する事業を行い、障がいを持つ人たちが個性的で人間らしく成長できるように支援することにより、福祉の増進に寄与することを目的とする。

福岡県告示第570号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第1項の規定に基づき、指定医療機関を指定したので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第1項の規定により次のように告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	指定年月日
18 健 結 第 14 号	みみ・はな・のぞ・じ ようかんクリニック	大牟田市上官町4-109	18・12・18
18 健 結 第 15 号	末吉小児科内科医院	大牟田市船津町439-1	19・1・1
18 健 結 第 16 号	坂本内科医院	大牟田市黄金町1-294	19・1・1
18 築 保 第789号-25	医療法人 杉山整形外科医院	大野城市下大利1-1-1 アメリティ春日南201	18・12・1
18 築 保 第789号-26	医療法人くすの木会 くすの木クリニック	太宰府市通古賀3-11-11 サンシティ第IIビルⅡFA号	18・12・1
18 築 保 第789号-27	さくら歯科医院	大野城市川久保1-12-10	18・12・19
18 築 保 第789号-28	四つ葉歯科	大野城市白木原1-7-26-101	19・1・2
18 粕 保 第 1 号	ハートフルデンタルクリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1	18・4・1
18 粕 保 第 2 号	こば泌尿器科・皮フ科 クリニック	糟屋郡志免町大字別府443-1	18・8・1
18 粕 保 第 3 号	ハーモニー薬局空港東店	糟屋郡志免町大字別府451番地の5	18・9・8

18 粕 保 第 4 号	江口内科クリニック	糟屋郡新宮町大字三代字須川772-7	18・11・1
18 粕 保 第 5 号	うえたに歯科クリニック	古賀市千鳥5-1870-22	18・11・1
18 粕 保 第 6 号	のぞみ歯科空港東	糟屋郡志免町大字別府字池尻501-13	18・12・1
18 粕 保 第 7 号	医療法人 矢野小児科 内科医院 末崎歯科診療所	古賀市天神1-19-8	19・1・4
18 宗 保 健 第 18 号	たまい歯科医院	宗像市稻元1034-1	18・10・17
18 宗 保 健 第 19 号	有限会社宗像センター 薬局	宗像市田熊5-5-1	18・12・5
18 宗 保 健 第 20 号	医療法人 水上歯科クリニック	福津市中央5-1-2	19・1・1
18 宗 保 健 第 21 号	自由ヶ丘調剤薬局	宗像市自由ヶ丘3-1-1	19・1・9
18 宗 保 健 第 22 号	みなと薬局	宗像市神湊937-3	19・1・9
18 宗 保 健 第 23 号	げんかい河東調剤薬局	宗像市須恵306-15	19・1・9
18 宗 保 健 第 24 号	健生堂薬局	福津市中央6-6-16	19・1・9
18 宗 保 健 第 25 号	東福間薬局	福津市東福間3-4-4	19・1・9
18 朝 保 健 第 10 号	フラーー薬局朝日店	朝倉郡筑前町朝日584-5	18・11・2
18 朝 保 健 第 11 号	中村クリニック	朝倉郡筑前町東小田1531-1	19・2・1
18 糸 保 健 第 28 号	なかむら歯科・こども歯科クリニック	糸島郡志摩町大字津和崎字宮ノ元29-1	18・12・25
18 糸 保 健 第 29 号	医療法人OMC 大塚内科神経内科医院	前原市前原中央2-4-17	19・1・9

18 遠 保 第4671号-7	水巻調剤薬局	遠賀郡水巻町頃末南3-13-9	18・11・1
18 遠 保 第4671号-8	なの花薬局	中間市垣生字村179番10	18・12・1
18 遠 保 第4671号-9	森山歯科医院	遠賀郡岡垣町中央台5-1-20	19・2・1
18 鞍 保 第 5 号	医療法人社団秀和会 まいん歯科医院	直方市上境289-1	18・12・1
18 鞍 保 第 6 号	医療法人健心会 阿座上内科循環器科クリニック	直方市大字頓野3826-1	18・12・1
18 鞍 保 第 7 号	ほしの薬局菜の花店	直方市大字感田1842-4	18・12・1
18 嘉 保 健 第 7 号	医療法人仁久会 永芳医院	飯塚市阿恵359-11	19・1・1
18 嘉 保 健 第 8 号	坂本医院	飯塚市目尾1256-14	19・1・12
18 田 保 健 第 10 号	塙原内科循環器科クリニック	田川郡赤村大字赤4747-1	19・1・1
18 田 保 健 第 11 号	医療法人 中山内科消化器科医院	田川市大字川宮1478-8	19・1・1
18 田 保 健 第 12 号	医療法人 雪竹医院	田川郡添田町大字添田1265-2	19・1・4
18 久 保 号 第 27 号	サンアイ調剤薬局長門石店	久留米市長門石1-4-51	18・11・1
18 久 保 号 第 28 号	ワタナベ薬局瀬下店	久留米市瀬下町141-1	18・11・1
18 久 保 号 第 29 号	菜の花薬局	久留米市上津1-6-17	18・11・22
18 久 保 号 第 30 号	医療法人蘇芳会 菊池医院	うきは市吉井町新治363-5	18・12・1
18 久 保 号 第 31 号	末田眼科	久留米市諏訪野町1762-28	18・12・11

18 久 保 第 32 号	花畠診療所	久留米市西町1132-1 亀の甲ビル2F	18・12・11
18 久 保 第 33 号	有限会社 かもめ薬局	久留米市本町15-33	19・1・1
18 久 保 第 34 号	タカラ薬局原古賀	久留米市原古賀25-11	19・1・1
18 久 保 第 35 号	やまもとハートクリニック	久留米市梅満町1061-5	19・1・5
18 久 保 第 36 号	医療法人 大善寺医院	久留米市大善寺町宮本390-2	19・1・1
18 久 保 第 37 号	三村内科クリニック	久留米市原古賀町19-1	19・1・4
18 久 保 第 38 号	医療法人 小川眼科医院	久留米市北野町今山639-6	19・1・5
18 久 保 第 39 号	ふくろう調剤薬局	久留米市諫訪野町字上牟田1762-27	19・1・5
18 久 保 第 40 号	医療法人壽光会 蒲池医院	久留米市北野町今山129-2	19・1・9
18 久 保 第 41 号	ごうはら歯科医院	久留米市南4-1-3	19・2・1
18 久 保 第 42 号	松瀬デンタルクリニック	久留米市荒木町東山1966-3	19・1・10
18 久 保 第 43 号	医療法人富喜会 いしだまきこ小児歯科	久留米市東町491-5	19・1・12
18 久 保 第 44 号	医療法人北野三清会 石田医院	久留米市北野町中3286-2	19・1・18
18 久 保 第 45 号	田中歯科医院	久留米市日吉町12-36	19・1・22
18 久 保 第 46 号	医療法人社団誠成 松崎記念病院	小郡市松崎18-7	19・2・5
18 久 保 第 47 号	日本調剤 久留米薬局	久留米市旭町25-3	19・2・23

18 久 保 第 48 号	株式会社 川前調剤薬局	うきは市吉井町1286番地	19・2・27
18 八 保 第1452号-8	医療法人 古賀泌尿器クリニック	八女市馬場74-2	18・10・31
18 八 保 第1452号-9	医療法人崇徳会 富田クリニック	八女市蒲原1295-3	18・11・10
18 八 保 第1452号-10	あかさか調剤薬局	筑後市大字蔵数581-1	19・1・1
18 八 保 第1452号-12	医療法人石人会 あかさか診療所	筑後市大字蔵数578-53	19・1・11
18 京 健 第 13 号	医療法人 すえまつ医院	行橋市西泉4丁目1-37	18・12・1

福岡県告示第571号

結核予防法（昭和26年法律第96号）第36条第4項の規定により、指定医療機関の指定の辞退があったので、結核予防法施行令（昭和26年政令第142号）第2条の5第2項の規定により次のように告示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

指定番号	医療機関の名称	所 在 地	辞退年月日
57 予 結 第 66 号	坂本内科医院	大牟田市黄金町1-294	18・11・30
5 保 対 結 第 152 号	杉山整形外科	大野城市下大利1-1-7-201	18・11・30
59 予 老 第 79 号	加藤外科医院	春日市大字須玖1390の6	18・11・30
7 保 対 結 第 43 号	本岡内科医院	筑紫野市大字二日市558	18・12・2
16 筑 保 第351号-11	さくら歯科医院	大野城市川久保1-12-10	18・12・18

8 保 対 結 第 159 号	くすの木クリニック	太宰府市通古賀3-11-11 サンシティ第2ビル2階A号	18・11・30
57 予 結 第 186 号	高眼科医院	太宰府市五条2-22-5	18・12・31
16 築 保 健 第 1 号 - 11	四つ葉歯科	大野城市白木原1-7-26-101	19・1・1
17 粕 保 第 7 号	ハートフルデンタルクリニック	糟屋郡粕屋町大字酒殿字老ノ木192-1	18・3・31
18 宗 保 健 第 2 号	有限会社 宗像センタ-薬局	宗像市田熊5-5-1	18・12・4
4 保 対 結 第 206 号	水上歯科クリニック	宗像郡福間町2739-1	19・1・1
59 予 老 第 73 号	(有)健生堂薬局	福津市中央6-6-16	19・1・8
10 健 結 第 102 号	東福間薬局	福津市東福間3-4-4	19・1・8
17 朝 保 健 第 6 号	中村クリニック	朝倉郡筑前町東小田1531-1	19・1・31
15 糸 保 健 第 10 号	大塚内科・神経内科医 院	前原市前原中央2-4-17	18・12・31
60 予 老 第 65 号	森山歯科医院	遠賀郡岡垣町大字海老津1233-5	19・1・31
15 鞍 保 第 2 号	あざかみ内科循環器科 クリニック	直方市頓野3826-1	18・11・30
58 予 老 第 61 号	ライフ薬局大神	飯塚市立岩1506の12	18・12・1
42 結 発 第 67 号	永芳医院	嘉穂郡筑穂町阿恵359の11	18・12・31
26 結 第 2278 号	坂本医院	飯塚市目尾1256-14	19・1・11
9 保 対 結 第 150 号	若咲調剤薬局	田川市大字川宮534-3	18・11・30

15 田 保 健 第 8 号	松本医院	田川郡赤村大字赤4747-1	18・12・31
15 田 保 健 第 3 号	中山内科消化器科医院	田川市大字川宮1478-8	18・12・31
10 健 結 第 216 号	雪竹医院	田川郡添田町大字添田1265-2	18・12・31
33 結 第 1859 号	尾形内科医院	久留米市原古賀町19-1	18・12・31
18 八 保 第1452号-4	医療法人 岩井脳神経 外科医院	八女市大字蒲原1295-3	18・11・9
55 予 結 第 24 号	松園医院	筑後市大字西牟田6383-8	18・11・30
14 八 保 健 第 7 号	医療法人石人会 あか さか診療所	筑後市大字蔵数558-3	19・1・10
39 結 発 第 279 号	上野歯科医院	八女市大字本町534-1	19・1・17
39 結 発 第 282 号	上野歯科医院	八女市大字本町535-1	19・1・17
39 結 発 第 283 号	上野歯科医院	八女市大字本町1-96-2	19・1・17
16 京 健 第 3 号	すえまつ医院	行橋市西泉4-1-37	18・11・30
5 保 対 結 第 170 号	医療法人 西村クリニ ック	豊前市大字八屋2267-1	19・1・6

福岡県告示第572号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、北九州市長から次のように公共測量を終了した旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻 生 渡

1 測量の種類

公共測量（3級基準点測量）

2 測量の実施地域及び終了年月日

実施地域	終了年月日
北九州市小倉南区大字長野地区	平成19年1月25日

福岡県告示第573号

家畜伝染病が発生したので、家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第4項の規定により次のように公示する。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

家畜伝染病の種類	家畜名	患畜及び疑似患畜の区分	頭数	発生の場所	発生年月日
ヨーネ病	牛	患畜	1頭	北九州市八幡西区楠橋4955-1	19・3・6

公 告

公告

次のとおり福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案を募集します。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 提案の内容

福岡県広報誌「グラフふくおか」の製作業務の委託に係る提案（詳細は、提案説明書によるほか、説明会を開催する。）

2 参加資格

提案参加者は、以下に掲げる条件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡

県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）のうち、業種区分が03-02（活版印刷）又は13-06（広告宣伝）で、「A A」又は「A」の等級に格付されている者（福岡県総務部総務事務センター調達班において格付の確認を行うこと。）

- (2) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (3) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- (4) 質の高い誌面が作成できること。
- (5) 年間を通して確実な履行が見込めること。
- (6) 県内の地域事情に精通していること。
- (7) 常に連絡が取れ、必要な都度面談できるスタッフを配置できること。
- (8) 提案書を製作したスタッフが採用後も製作に当たることができること。
- (9) 過去5年間にカラーページを含む、月刊誌、隔月誌又は季刊誌を継続して発行したことがあること。

3 手続等

- (1) 事務を担当する部局の場所及び名称

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県総務部県民情報広報課広報係

電話番号 092-643-3102

- (2) 提案説明書の交付

ア 期間

平成19年3月19日（月）から平成19年3月26日（月）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

無料で直接交付する。

(3) 提案参加申込み

ア 申込書

提案説明書に添付されている様式を用いること。

イ 提出期限

平成19年3月27日（火）午後5時00分

ウ 提出場所

(1)の部局とする。

エ 提出方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

(4) 説明会の開催

ア 日時

平成19年3月29日（木）午後2時00分から

イ 場所

福岡県庁10号会議室（行政棟地下1階）

(5) 提案書等の提出

ア 期限

平成19年4月11日（水）午後2時00分

イ 場所

(1)の部局とする。

ウ 方法

必ず持参すること（ただし、県の休日には受領しない。）。

エ 提案書等の審査

提案書等の内容についてヒアリングを実施し、「平成19年度福岡県広報誌『グラフふくおか』製作業務委託業者選定委員会」で審査する。

公告

県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務並びに仕分、梱包及び配送業務の委託について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生渡

1 調達内容

(1) 調達役務の名称及び数量

ア 名称

県全戸配布広報紙「福岡県だより」の福岡市域における配布業務並びに仕分、梱包及び配送業務の委託

イ 数量

入札仕様書による。

(2) 調達役務の特質等

入札説明書による。

(3) 契約期間

契約締結日から平成20年3月31日まで

(4) 納入場所

入札仕様書による。

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年3月30日（金）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、業種区分が13-05（運送）又は13-11（その他）で、「AA」又は「A」の等級に格付されている者（事前に福岡県総務部総務事務センター調達班で等級の格付の確認をすること。）

(2) 過去2年間に同種、同程度の業務実績を有する者

(3) (2)の同種、同程度とは次のとおりとする。

ア 同種の基準は、世帯への配布又は配達とする。

イ 同程度の基準は、1万世帯以上への配布又は配送とする。

- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者

4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称

福岡県総務部県民情報広報課

〒812-8577 福岡市博多区東公園7番7号

電話番号 092-643-3102

5 契約条項を示す場所

4の部局とする。

6 入札説明書の交付

(1) 期間

平成19年3月19日（月）から平成19年3月30日（金）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時00分まで

(2) 場所

4の部局とする。

7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

8 入札書及び過去の業務実績を証明する書類等の提出場所、受領期限及び提出方法

(1) 提出場所

4の部局とする。

(2) 受領期限

平成19年3月30日（金）午後5時00分

(3) 提出方法

直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。

9 開札の場所及び日時

(1) 場所

福岡市博多区東公園7番7号

福岡県庁8号会議室（行政棟地下1階）

(2) 日時

平成19年4月2日（月）午後3時00分

10 落札者がない場合の措置

開札をした場合において、落札者がない場合は、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵便入札を含む場合にあっては別に定める日時、場所において行う。

11 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

見積金額（平成18年度配布部数の実績に1部当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額と平成18年度配達箇所数の実績に1箇所当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額を合算した額）の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

(2) 契約保証金

契約金額（平成18年度配布部数の実績に1部当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額と平成18年度配達箇所数の実績に1箇所当たりの単価（消費税及び地方消費税を含む。）を乗じて得た額を合算した額）の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。

ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合

イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札
- (8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者（開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。）及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成をする。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他の

の情報（公知の事実を除く。）を漏らしてはならない。

(3) その他詳細は入札説明書による。

公告

福岡県が発注する物品の調達について、次のとおり一般競争入札に付します。

平成19年3月19日

福岡県知事 麻生 渡

1 調達内容

(1) 調達物品の名称及び数量

車両用燃料（軽油・ローリー給油）の単価契約 24,000L程度

(2) 調達物品の特質等

入札説明書による。

(3) 納入期限

契約締結日から平成20年3月31日（月）までの間

(4) 納入場所

福岡県警察本部

2 入札参加資格（地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5第1項の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

「福岡県が発注する物品の製造の請負及び買入れ、不用品の売り払いその他の契約の一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格（平成17年4月福岡県告示第719号）」に定める資格を得ている者（競争入札参加資格者名簿（物品）登載者）

3 入札参加条件（地方自治法施行令第167条の5の2の規定に基づき定める入札参加資格をいう。以下同じ。）

平成19年3月29日（木）現在において、次の条件を満たすこと。

(1) 2の入札参加資格を有する者のうち、次の等級に格付されている者

大分類	中分類	業種名	等級
08	01	石油	AA、A、B

- (2) 当該物品を迅速かつ確実に納品できると認められる者
- (3) 契約後すみやかにメーカーの発行する各品目ごとの品質証明書を提出できること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者
- (5) 福岡県物品購入等に係る物品業者の指名停止等措置要綱（平成14年2月22日13管達第66号総務部長依命通達）に基づく指名停止（以下「指名停止」という。）期間中でない者
- 4 当該調達契約に関する事務を担当する部局の名称
福岡県警察本部総務部会計課
〒812-8576 福岡市博多区東公園7番7号
電話番号 092-641-4141 内線2233、2236
- 5 契約条項を示す場所
4の部局とする。
- 6 入札説明書の交付
(1) 期間等
平成19年3月19日（月）から平成19年3月29日（木）までの県の休日を除く毎日、午前9時00分から午後5時15分まで
(2) 場所
4の部局とする。
- 7 入札書及び契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
- 8 入札書の提出場所及び受領期限
(1) 提出場所
4の部局とする。
(2) 受領期限
平成19年3月29日（木）午後5時15分
(3) 提出方法

- 直接（ただし、県の休日には受領しない。）又は郵便（書留郵便に限る。受領期限内必着）で行う。
- 9 開札の場所及び日時
(1) 場所
福岡県警察本部入札室（地下1階）
(2) 日時
平成19年3月30日（金）午前11時00分
- 10 落札者がいる場合の措置
開札をした場合において落札者がいるときは、地方自治法施行令第167条の8第3項の規定により再度の入札を行う。この場合において、再度の入札は、入札者又はその代理人のすべてが立ち会っている場合にあっては直ちにその場で、郵送入札を含む場合にあっては別に定める日時及び場所において行う。
- 11 入札保証金及び契約保証金
(1) 入札保証金
見積単価（1L当たりの税込単価）に発注予定数24,000Lを乗じた金額の100分の5以上の入札保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は入札保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする入札保証保険契約（見積単価に24,000Lを乗じた金額の100分の5以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合
(2) 契約保証金
契約単価に24,000Lを乗じた金額の100分の10以上の契約保証金又はこれに代わる担保を納付又は提供すること。ただし、次の場合は契約保証金の納付が免除される。
ア 県を被保険者とする履行保証保険契約（契約単価に24,000Lを乗じた金額の100分の10以上を保険金額とするもの）を締結し、その証書を提出する場合
イ 過去2年の間に、本県若しくは本県以外の地方公共団体又は国（独立行政法人等を含む。）との同種・同規模の契約を履行（2件）したことを証明する書面を提出する場合

等を含む。)との同種・同規模の契約を履行(2件)したことを証明する書面を提出する場合

12 入札の無効

次の入札は無効とする。

なお、10により再度の入札を行う場合において、当該無効入札をした者は、これに加わることができない。

- (1) 金額の記載がない入札
- (2) 法令又は入札に関する条件に違反している入札
- (3) 同一入札者が二以上の入札をした場合、当該入札者のすべての入札
- (4) 所定の場所及び日時に到達しない入札
- (5) 入札者又はその代理人の記名押印がなく、入札者が判明できない入札
- (6) 入札保証金が11の(1)に規定する金額に達しない入札
- (7) 金額の重複記載又は誤字若しくは脱字により、必要事項を確認できない入札

(8) 入札参加資格のない者、入札参加条件を満たさない者(開札時点において指名停止期間中である者等入札参加条件に反した者を含む。)及び虚偽の申請を行った者がした入札

13 落札者の決定方法

- (1) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者うち開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

14 その他

- (1) 契約書の作成を要する。
- (2) 入札に参加する者は、参加に当たって知り得た個人情報、事業者の情報その他県の情報(公知の事実を除く。)を漏らしてはならない。
- (3) その他詳細は入札説明書による。

公安委員会

福岡県公安委員会告示第81号

道路交通法(昭和35年法律第105号)第99条の3第4項第1号イの規定に基づき、教習指導員審査を実施するので、技能検定員審査等に関する規則(平成6年国家公安委員会規則第3号)第10条第2項の規定により、次のように公示する。

平成19年3月19日

福岡県公安委員会

1 審査の種類

教習指導員審査(大型二種、普通二種、大型、普通、大特、大自二、普自二及び牽引)

2 審査の実施年月日時、場所等

日 時	項 目	場 所
平成19年4月19日(木曜日) 午前9時00分～午後5時00分	知 識	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成19年4月20日(金曜日) 午前9時00分～午後5時00分	技 能	福岡市中央区天神4丁目4番27号 天神第二ビル内 福岡県指定自動車学校協会
平成19年4月23日(月曜日) “ 4月24日(火曜日) 午前9時00分～午後5時00分	技 能	飯塚市仁保23番地21 筑豊自動車運転免許試験場

3 審査の申請手続等及び受付期間

(1) 審査の申請手続等

ア 審査申請書1部に写真(申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景、縦3センチメートル、横2.4センチメートルのもの)、審査自動車を運転することができる運転免許(仮運転免許を除く。)に係る運転免許証を複写したもの及び次の表に掲げる審査手数料を添えて福岡県警察本部運転免許試験課へ提出すること。

審査種類	手数料の額	審査細目の一部を免除される場合の手数料の額
普通	12,150円	左記手数料の額から別表1の免除される審査細目に係る額を減じた額
特定第一種	9,850円	
大型二種		左記手数料の額から別表2の免除される審査細目に係る額を減じた額
普通二種	12,550円	

- イ 審査細目の一項を免除される者であるときは、一部免除に該当する者であることを証する書面を併せて提出すること。
- ウ 審査申請書の用紙は、福岡県警察本部運転免許試験課で交付する。郵便によって審査申請書の用紙を請求する場合は、宛先及び郵便番号を明記して80円切手を貼った返信用封筒を必ず同封すること。
- エ 審査手数料は、福岡県領収証紙により納入すること。
なお、審査申請書を受理した後は、理由の如何にかかわらず審査手数料の返還は行わない。
- オ 郵送による審査申請の場合は、必ず郵便書留によること。

(2) 受付期間

- ア 審査申請の受付期間は、公示の日から同年4月12日（木曜日）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分まで）とする。
- イ 郵送による審査申請の申込みは、公示の日から同年4月12日（木曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

4 その他

- (1) 第二種免許に係る審査受審者については、当該自動車を運転することができる運転免許証、対応する第一種免許に係る教習指導員資格者証を受けていること。
- (2) 審査を受ける場合は、自動車運転免許証（仮運転免許証を除く。）を携帯しておくこと。
- (3) 審査に合格した者に対しては、教習指導員審査合格証明書を交付する。
- (4) 審査に合格した者であっても、道路交通法第99条の3第4項第2号イからハまでのいずれかに該当する者は、教習指導員資格者証の交付を受けることはできない。
- (5) 審査手続その他の問い合わせは、福岡県警察本部運転免許試験課教習所係に対し

て行うこと。

連絡先 福岡県警察本部運転免許試験課教習所係
郵便番号 811-1392
所在地 福岡市南区花畠4丁目7番1号
電話番号 092-566-2892

別表1

審　　査　　細　　目	教習指導員審査(普通)に係る額	教習指導員審査(特定第一種)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,100円	1,450円
2 技能教習に必要な教習の技能	1,350円	1,350円
3 学科教習に必要な教習の技能	1,250円	1,250円
4 法第108条の2第4項に規定する教則の内容となっている事項その他自動車の運転に関する知識	1,250円	1,300円
5 自動車教習所に関する法令についての知識	1,250円	1,300円
6 教習指導員として必要な教育についての知識	1,200円	1,200円

備考

- 1 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあっては6,350円、教習指導員審査(特定第一種)を受けようとする者にあっては4,000円を減ずるものとする。
- 2 4の項及び5の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあっては2,600円、教習指導員審査(特定第一種)を受けようとする者にあっては2,650円を減ずるものとする。
- 3 1の項から6の項までに掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、教習指導員審査(普通)を受けようとする者にあっては11,400円、教習指導員審査(特定第一種)を受けようとする者にあっては9,100円を減ずるものとする。

別表2

審　　査　　細　　目	教習指導員審査(大型第二種免許及び普通第二種免許)に係る額
1 教習指導員として必要な自動車の運転技能	4,750円

2 技能教習に必要な教習の技能	8,250円
3 旅客自動車運送事業及び自動車運輸代行業に関する法令についての知識	2,850円
備考 1の項及び2の項に掲げる審査細目についての審査を併せて免除されるときは、8,950円を減ずるものとする。	

雑報

福岡北九州高速道路公社公告第13号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を下記のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条第1項の規定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定めるので公告します。

平成19年3月19日

福岡北九州高速道路公社

理事長 田中康順

記

1 指定する道路の路線名及び区間

次表のとおり

路線名	区間
福岡高速1号線	福岡市博多区千代六丁目79番2地先から 福岡市西区福重三丁目483番1地先まで
福岡高速5号線	福岡市博多区月隈五丁目445番1地先から 福岡市南区向新町一丁目572番地先まで
北九州高速1号線	北九州市小倉南区長野二丁目1809番11地先から 北九州市小倉北区下到津一丁目177番2地先まで
北九州高速2号線	北九州市小倉北区許斐町1番8地先から 北九州市戸畠区川代一丁目68番地先まで

北九州高速3号線	北九州市小倉北区菜園場一丁目7番地先から 北九州市小倉北区東港一丁目3番地先まで
北九州高速4号線	北九州市門司区春日町845番4地先から 北九州市門司区大字黒川506番1地先まで
北九州高速5号線	北九州市八幡西区引野一丁目5番6地先から 北九州市八幡西区茶屋の原二丁目610番6先まで
	北九州市八幡東区東田五丁目1番108地先から 北九州市八幡東区神山町1432番62地先まで

2 指定する期日 平成19年4月1日

3 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒措置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上（又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上）の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の情報は、工事の実施等により変化があるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

福岡県道路公社公告第3号

道路整備特別措置法施行令（昭和31年政令第319号）第19条及び車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、通行する車両の高さの最高限度が4.1メートルである道路を次のとおり指定し、併せて、車両制限令第10条第1項の規

定に基づき、当該道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両の通行方法を下記のとおり定める。

平成19年3月19日

福岡県道路公社

理事長 紅田正文

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
一般国道202号	糸島郡二丈町大字福井字赤岸4727番1先から 糸島郡二丈町大字鹿家字包石2549番3先まで(県界)
一般国道497号	福岡市西区福重3丁目483番4先から 前原市大字東字スス町339番先まで

2 通行方法

1の道路を通行する高さが3.8メートルを超える4.1メートル以下の車両は、次の通行方法によらなければならない。

(1) 走行位置の指定

トンネル等の上空障害箇所では、車両又は車両に積載する貨物が建築限界を侵すおそれがあるので、車線からはみ出さないよう走行するとともに、道路に隣接する施設等に出入するためやむを得ず車線からはみ出す場合は、標識や樹木等の上空障害物に接触しないよう十分に注意すること。

(2) 後方警戒装置

後方車両に対し十分な車間距離を取らせ、交通の危険を防止するため、横寸法0.23メートル以上、縦寸法0.12メートル以上(又は横寸法0.12メートル以上、縦寸法0.23メートル以上)の地が黒色の板等に黄色の反射塗装その他反射性を有する材料で「背高」と表示した標識を、車両の後方の見やすい箇所に掲げること。

(3) 道路情報の収集

道路の情報は、工事の実施等により変化があるので、あらかじめ道路情報を収集し、上空障害箇所のないことを確認のうえ走行すること。

3 道路を指定し、及び通行方法を定める期日

平成19年4月1日

附 註

発行年月日	公報番号	種類	同上番号	ページ	欄	上	下	行	備考	正	誤
18・12・27	2625 増刊①	条例	58	3	○	後ろから			五 国の機関が行政手続法第三十九条第一項の規定による手続を実施して定めた命令等又は他の県の機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めよつとするとき。		五 国の機関又は他の県の機関が意見公募手続を実施して定めた規則等と実質的に同一の規則等を定めよつとす。

発行 福岡市博多区東公園七番七号
(総務部行政経営企画課)

販印 売刷 九州福岡市博多区東比恵二丁目九番一
号 チュエック株式会社

定価 一箇月一、三五〇円(税込・郵便料別)